

国水調第47号  
国水流第11号  
平成26年3月28日

北海道開発局建設部長 殿  
各地方整備局河川部長 殿  
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
水政課 水利調整室長

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課 流水管理室長

#### 山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理の簡素化について

水力発電はクリーンかつ再生可能なエネルギーであり、その活用が期待されている。

このような状況の中、「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において、別添のとおり、「山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理の簡素化」について、「取水量のきめ細かい管理が困難な山間部の小規模取水施設等について、ワーキンググループにて取水を再開できるとされた施設以外の取水施設に関して、再開を可能とする要件を整理し、検討結果を周知する。」と決定されている。

水利使用においては、水利使用者は、許可取水量を超える流量を取水しないことが原則である。しかしながら、山間部の小規模な取水施設では、河川流量の増減に応じた適切な取水量管理を行うことができないことから、取水を休止している場合がある。

このため、平成23年6月より、既設の小規模な取水施設で、取水口から許可取水量を超える流量を取水した場合に、一定の条件の下、超過分の取水量を河川に還元できる設備（以下「河川還元設備」という。）を、取水した河川（以下「小規模取水河川」という。）に設置することで超過取水として扱わず、取水を再開できることとしてきたところである。

今般、国土交通省と電気事業連合会により構成される「水力エネルギー有効利用対策検討ワーキンググループ」において、これまで取水を再開できた施設以外の取水施設の今後の取扱いについて、再開を可能とする要件を下記のとおり整理したので、通知する。

今後、下記の内容を河川事務所等の水利担当者に対して周知徹底し、山間部の小規模な取水施設に係る水利使用における取水量管理の簡素化を図られたい。

#### 記

複数の河川から取水している既設発電所において、小規模な取水施設で取水を再開するにあたり、地形上の制約等から河川還元設備を小規模取水河川に設置することが困難な場合、当該発電のために取水している同一水系の他の河川（以下「同一水系の他の取水河川」という。）の取水施設が、河川流量の増減に応じた適切な取水量管理を行うことができるものであり、かつ、小規模取水河川での超過分の取水量を、河川還元設備により確実に同一水系の他の取水河川へ還元することができるものであれば、小規模な取水施設での取水を、超過取水として扱わないこととする。

なお、取水を再開する場合における小規模な取水施設の取水口の開度は、取水した地点から許可取水量を超える流量を取水することにより生じる減水区間が解消される地点までの距離等を踏まえて決定するものとする。

国水調第48号  
国水流第12号  
平成26年3月28日

各都道府県土木担当部長 殿  
各政令指定市土木担当局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
水政課 水利調整室長

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課 流水管理室長

#### 山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理の簡素化について

水力発電はクリーンかつ再生可能なエネルギーであり、その活用が期待されている。

このような状況の中、「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において、別添のとおり、「山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理の簡素化」について、「取水量のきめ細かい管理が困難な山間部の小規模取水施設等について、ワーキンググループにて取水を再開できるとされた施設以外の取水施設に関して、再開を可能とする要件を整理し、検討結果を周知する。」と決定されている。

水利使用においては、水利使用者は、許可取水量を超える流量を取水しないことが原則である。しかしながら、山間部の小規模な取水施設では、河川流量の増減に応じた適切な取水量管理を行うことができないことから、取水を休止している場合がある。

このため、平成23年6月より、既設の小規模な取水施設で、取水口から許可取水量を超える流量を取水した場合に、一定の条件の下、超過分の取水量を河川に還元できる設備（以下「河川還元設備」という。）を、取水した河川（以下「小規模取水河川」という。）に設置することで超過取水として扱わず、取水を再開できることとしてきたところである。

今般、国土交通省と電気事業連合会により構成される「水力エネルギー有効利用対策検討ワーキンググループ」において、これまで取水を再開できた施設以外の取水施設の今後の取扱いについて、再開を可能とする要件を下記のとおり整理したので、通知する。

今後、下記内容を貴地方公共団体の水利担当者に対して周知徹底し、山間部の小規模な取水施設に係る水利使用における取水量管理の簡素化を図るようお願いする。

#### 記

複数の河川から取水している既設発電所において、小規模な取水施設で取水を再開するにあたり、地形上の制約等から河川還元設備を小規模取水河川に設置することが困難な場合、当該発電のために取水している同一水系の他の河川（以下「同一水系の他の取水河川」という。）の取水施設が、河川流量の増減に応じた適切な取水量管理を行うことができるものであり、かつ、小規模取水河川での超過分の取水量を、河川還元設備により確実に同一水系の他の取水河川へ還元することができるものであれば、小規模な取水施設での取水を、超過取水として扱わないこととする。

なお、取水を再開する場合における小規模な取水施設の取水口の開度は、取水した地点から許可取水量を超える流量を取水することにより生じる減水区間が解消される地点までの距離等を踏まえて決定するものとする。

・小水力発電

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
8	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理①（短期間での水利使用）	慣行水利権が明確化されるまでの措置として行われる短期間の小水力発電の水利使用の許可について、許可を行う場合の要件を明確化する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省
9	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理②（新規の発電水利取得）	①慣行水利権を利用した従属発電を法改正の登録制の対象とする場合に、取水量調査の期間を短縮化することや取水量調査の頻度などを少なくするなど地域の实情に応じて必要最小限の簡素なものとするよう農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ②慣行水利権の農業用水路を利用した新規の発電許可について、地域の实情に応じて河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できるなどの簡素化措置について農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ③地方整備局等において、上記簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省
10	豊水時における小水力発電施設の最大取水量の増量	設備容量に余裕のある水力発電所において、最大取水量を変更するための水利使用許可の申請にあたっては、個別に判断する必要はあるが、河川環境や河川使用者への影響に変更がない取水環境の場合、変更に関する事項を記載した図書を添付すれば足りることを周知徹底する。	平成25年度早期措置	国土交通省
11	山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理の簡素化	<u>取水量のきめ細かい管理が困難な山間部の小規模取水施設等について、ワーキンググループにて取水を再開できるとされた施設以外の取水施設に関して、再開を可能とする要件を整理し、検討結果を周知する。</u>	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省
12	非かんがい期等における発電水利権の取得の簡素化について	①小水力発電を促進するため、非かんがい期などに新たに発電目的のために取水する場合について ・地域の实情に応じて、生態系や景観への影響調査を省略することができること ・地域の实情に応じて、取水施設等の構造図等を省略することができること ・地域の实情に応じて、河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できること などの簡素化措置を講じる。 ②地方整備局等において、小水力発電を促進するため、非かんがい期などに新たに発電目的のために取水する場合の簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。	①平成25年度早期検討・結論・措置 ②平成25年度措置	国土交通省